

草津市浄水施設等運転管理業務に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、草津市浄水施設等運転管理業務（以下「本業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名 草津市浄水施設等運転管理業務

(2) 対象施設および業務内容

① 対象施設

- ア 浄水場 ロクハ浄水場（新館、旧館）、
北山田浄水場（耐震補強工事実施中）
- イ 取水ポンプ場 1段取水ポンプ場、2段取水ポンプ場
- ウ 加圧ポンプ場 山寺加圧ポンプ場、青地加圧ポンプ場、上尾加圧ポンプ場、
御倉加圧ポンプ場、西矢倉加圧ポンプ場
- エ 配水池 新低区配水池、旧低区配水池、山寺工業団地配水池、
岡本高区配水池、南笠高区配水池

② 業務内容

- ア 運転管理業務 運転監視操作業務、水質監視業務、その他関連業務
- イ 保全管理業務 日常点検業務、補修業務
- ウ その他技術業務 委託者が別に発注する業務対応等、緊急時の対応業務、
薬品等の納入日調整・受入れ業務、臨時の水質監視業務、
排水処理施設運転管理業務、沈殿池等清掃業務、緩速ろ
過池維持管理業務、その他必要な業務
- エ 修繕補修 定期的なメンテナンス等が必要な箇所について、修繕補
修を行う業務
- オ その他業務 施設等の課題整理や更なる官民連携に向けた諸検討を
支援する業務

対象施設および業務内容の詳細は別紙「要求水準書」および「基本仕様書」に記載のとおりとする。

(3) 履行期間

① 業務期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

② 業務引継および準備期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 委託料上限額

319,400,000円（消費税および地方消費税を含む。）を限度額とする。

各年度の支払い上限額は次のとおりとする。

令和4年度 104,545,000円

令和5年度 107,637,000円

令和6年度 107,218,000円

この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この限度額を超えてはならない。提案見積金額が限度額を越えた場合は、失格とする。

また、業務引継および準備期間の費用は令和4年度に含める。

3 実施形式

- (1) 募集方法 公募型プロポーザルにより提案募集を行う。
- (2) 選定方法

事業者より提出された書類およびプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。なお、提案範囲は要求水準書および基本仕様書のとおりとする。

4 日程

項目	期日	備考
公募開始	令和3年 7月26日(月)	市ホームページに実施要領等を公表
現地見学会参加申込期限	令和3年 8月10日(火)	参加申込書【様式第1号】
現地見学会	令和3年 8月18日(水)	
参加意思表明書の提出期限	令和3年 8月26日(木) 午後5時	参加意思表明書等【様式第2～5号】
参加資格審査の結果通知	令和3年 9月上旬	
質問書提出期限	令和3年 9月10日(金)	質問書【様式第6号】
質問書回答	令和3年 9月17日(金)	市ホームページに公表
提案書提出期限	令和3年10月22日(金) 午後5時	提案書、見積書【様式第7～8号】
プレゼンテーションの実施	令和3年11月17日(水)	事前に電子メールにて詳細を連絡
選定結果の通知	令和3年11月26日(金)	郵送にて通知 また、市ホームページにて公表
契約締結	令和3年12月24日(金)	
業務引継および準備期間	契約締結日から 令和4年3月31日まで	

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 技術的要件

- ① 平成28年度から令和2年度までの期間で、表流水を原水として凝集沈澱、砂ろ過による浄水処理を行う能力30,000m³/日以上浄水場(排水処理施設を除く)において、1年以上の運転管理業務の受託実績を有する者。(地下水および伏流水を原水とする浄水場の運転管理実務経験は、本市浄水場の原水性状および浄水処理方法が異なることから実績と認めない。)
- ② 次のアおよびイに定める業務責任者を参加申込書提出時点で直接的に雇用し、契約締結日を含む30日以内の日から本業務担当者として配置できる者。

ア 業務責任者

業務全体の責任者として、浄水施設等の運転管理および維持管理に精通し、表流水を原水として凝集沈澱、砂ろ過による浄水処理を行う能力30,000m³/日以上浄水場(排水処理施設を除く)において2年以上の浄水処理の実務経験があり高度な技術力と的確な判断力を有している者で、水道法施行規則第14条第1項第3号に定める講習の課程を修了した者、または水道施設管理技士(浄水施設2級以上)の資格を有する者。

イ 副業務責任者

業務の副責任者として、浄水場等水道施設の運転管理および維持管理に精通しており、

2年以上の浄水処理の実務経験があり高度な技術力と的確な判断力を有している者で、水道施設管理技士（浄水施設3級以上）の資格を有する者。

③ 次のア～オに示す有資格者（有資格者の資格重複は可能）を直接的に雇用し配置できる者。

ア ショベルローダー等運転技能講習

イ 玉掛け技能講習

ウ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

エ 特定化学物質および四アルキル鉛等作業主任者技能講習

オ クレーン運転（5 t未満）特別教育

(2) 一般的要件

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

③ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第3者の不正の利益を図る目的または第3者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）に基づく指名停止または草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成10年4月1日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

⑤ 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき登録されている者、または草津市物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年草津市告示第185号）に基づき登録されている者であること。

(3) プロポーザル参加者は、候補者決定までの間に、第1項および第2項の各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

6 現地見学会

(1) 現地見学会へ参加できる者は、前項に示す参加資格の要件を満たす見込みのある者とする。

(2) 現地見学会への参加を希望する者は、現地見学会参加申込書【様式第1号】を8月10日（火）までに草津市役所上下水道部 北山田浄水場（josuijo-kitayamada@city.kusatsu.lg.jp）あてに電子メールで提出すること。提出後、必ず電話による受信確認を行うこと。

- (3) 開催日時 令和3年8月18日(水)
(申込が多数の場合には複数日の開催とすることがある。)
- (4) 開催場所 北山田浄水場、ロクハ浄水場、旧低区配水池、上尾加圧ポンプ場
- (5) 現地見学会へ参加しなかった場合でも、本プロポーザルへの参加申込は可能とする。

7 参加表明の手続き

本プロポーザルへの参加を希望するものは、本実施要領、要求水準書および草津市契約規則等の各規定を理解した上で、以下に定めるところにより、参加意思表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加意思表明書 【様式第2号】 1部
- ② 受託業務実績調書および記載事項を証明する書類 【様式第3号】 1部
- ③ 有資格者等配置予定表および記載事項を証明する書類 【様式第4号】 1部
- ④ 法人等の概要 【様式第5号】 1部
- ⑤ 参加資格審査結果通知用封筒（長形3号の封筒に返信先を記載し、404円切手を貼付したもの）

(2) 提出期限 令和3年8月26日(木)午後5時00分まで(必着)

(3) 提出先

草津市役所上下水道部 北山田浄水場

(〒525-0061 草津市北山田町1321-1)

提出時、「公募型プロポーザルへの参加」「業務名」「事業者名」を申し出ること。

(4) 提出方法

持参または郵送すること。電子メールでの提出は認めない。

郵送は提出期限到着分まで受け付ける。

なお、郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

8 参加資格審査

提出された参加表明書類を基に、参加資格審査を実施する。

審査結果については、令和3年9月上旬に、全ての参加事業者に文書で通知する。

なお、審査結果等に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

9 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書【様式第6号】により、電子メールにて提出すること。提出後、必ず電話による受信確認を行うこと。

電話または口頭での質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和3年9月10日(金)午後5時00分まで(必着)

(3) 提出先

草津市役所上下水道部 北山田浄水場

電話 077-562-1050

メールアドレス josuijo-kitayamada@city.kusatsu.lg.jp

(4) 回答方法

令和3年9月17日(金)に市ホームページに全ての質問に対する回答を公表する。
質問内容が不明瞭なものなど、内容によっては回答しない場合がある。

(5) 回答に対する再質問は受け付けない。

10 企画提案書作成方法および提出方法

参加資格を有することが認められた参加者は、本実施要領、要求水準書および草津市契約規則等の各規定を理解した上で、以下に定めるところにより、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書【任意様式】 10部
- ② 見積書 【様式第7号】 1部（個別で封筒に入れ、代表者印で封印のこと）
- ③ 見積内訳書【様式第8号】 1部（見積書と同封すること）
- ④ 企画提案審査結果通知用封筒（長形3号の封筒に返信先を記載し、404円切手を貼付したもの）

(2) 作成方法

- ① 企画提案書はA4版、用紙縦置き、横書き両面印刷、左綴じで製本すること。A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷でA4サイズに折り込むこと。
- ② 企画提案書は、概ね40枚以内（表紙、目次を除く）で簡潔に記載すること。
なお、文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- ③ 企画提案書は、要求水準書等の業務内容に掲げる各事項を踏まえて作成すること。表紙には、タイトル「草津市浄水施設等運転管理業務」、提出年月日、会社名を記載すること。

なお、企画提案書に記載すべき項目は、次のとおりとする。

- ア 業務全般に関する事項
- イ 運転管理に関する事項
- ウ 保守点検等に関する事項
- エ 業務管理に関する事項
- オ 官民連携に関する事項

各項目の記載内容については、別表第1を参考とすること。

- ④ 見積書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。
 - ア 業務期間（3年間）分の総額と年度毎の金額について、消費税および地方消費税を含まない額で記載し、【様式第7号】により1部提出すること。
 - イ 見積内訳書【様式第8号】を添付すること。
 - ウ 見積日・業務名・会社名・代表者名を明記し、代表者印を押印すること。また、草津市契約規則第23条第2項の規定に基づき、企画提案書とは別に封筒に入れて、必ず代表者印で封印のうえ提出すること（封じ目すべてに押印のこと）。

(3) 提出期限 令和3年10月22日（金）午後5時00分まで（必着）

(4) 提出先

草津市役所総務部契約検査課（市役所7階）

提出時、契約検査課窓口で、「公募型プロポーザルであること」「業務名」「事業者名」を申し出ること。

(5) 提出方法

持参または郵送すること。電子メールでの提出は認めない。

郵送は提出期限到着分まで受け付ける。

なお、郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。

(6) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。

提出後の差し替え・追加は認めない。

ただし、市が必要と認める場合に、追加資料を求めることがある。

提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルにかかる審査以外には利用しない。企画提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

11 プレゼンテーション審査

提出された企画提案書類を基に、市職員で構成する草津市浄水施設等運転管理業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）によるプレゼンテーション審査を行う。

(1) 開催日

令和3年11月17日（水）

当日の詳細な日程等は、参加事業者へ提案書提出後に電子メールで通知する。プロポーザルへの参加事業者数等により、日程等を変更する場合がある。

(2) 開催場所 草津市役所1階101会議室

なお、会場が変更となる場合は参加事業者へ電子メールで通知する。

(3) プレゼンテーションおよび質疑応答の所要時間

30分以内（準備時間を除く）で提案内容の説明を行うこと。その後、30分程度の質疑応答を行う。ただし、参加事業者の数により時間を変更する場合がある。

(4) プレゼンテーションの会場への入室は5名以内とし、内1名は業務責任者として配置される予定の者とする。なお、主たる説明・質疑応答は、業務責任者として配置される予定の者以外が行うことも可とする。

(5) 使用備品等

プレゼンテーションで使用するパソコンやプロジェクター等の機器は、各提案者が用意すること。ただし、スクリーンは審査委員会が用意するので、使用する場合は事前に連絡すること。

(6) その他

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

12 候補者の選定

審査委員会において、下記の事項に基づき、候補者の選定を行う。

(1) 選定手順

- ① 審査委員会における審査で、最も高い評価を受けた事業者を委託先候補者（優先交渉者）として選定する。
- ② 評価点が同点の場合は、企画提案内容の評価が高い事業者を選定する。
- ③ 提案者が1者のみの場合、あらかじめ設定した最低基準点以上であれば委託先候補者（優先交渉者）とする。
- ④ 委託先候補者（優先交渉者）として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合または同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であったものから順に、本業務についての交渉を行う。

(2) 評価基準

参加表明書類や企画提案書類、プレゼンテーションを基に、評価基準に基づいて審査を行う。評価項目ごとの配点は、次のとおりとする。最低基準点は50点とする。

評価項目		配点	満点
技術提案	業務全般に関する事項	25点	100点
	運転管理に関する事項	25点	
	保守点検等に関する事項	20点	
	業務管理に関する事項	15点	
	官民連携に関する事項	5点	
見積価格評価点		10点	

(3) 審査結果

審査結果については、令和3年令和3年11月26日（金）に、全ての参加事業者に文書で通知するとともに、草津市ホームページに公表する。なお、審査結果等に関する異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 企画提案の失格

以下の条件に該当する場合は、審査委員会へ報告のうえ、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 実施要領等で示された、提出方法、提出場所、提出期限、書類作成および記載上の留意事項等の条件に適合しない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積書の提出について、代表者印が押印されていない場合および見積金額に訂正のある場合
- ⑤ 見積書の提出について、別の封筒に入れて、代表者印で封印されていない場合（封じ目すべてに押印が必要）
- ⑥ 見積書の提出について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があった場合
- ⑦ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑧ プレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑨ プレゼンテーション審査において、業務責任者として配置される予定のものが同席しなかった場合
- ⑩ 「2 業務の概要（4）委託料上限額」に記載する額を超過した見積書を提出した場合

13 契約の締結等

- (1) 本業務の契約は、草津市契約規則によるものとする。
- (2) 草津市は、委託先候補者（優先交渉者）と仕様および価格等の細目について協議するものとし、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更および削除する場合がある。また、これにより、委託料上限額を超えない範囲で、契約内容および契約額等の調整を行うことがある。
- (3) (2)による協議成立後、草津市と受託者との間で確定した契約内容で再度見積徴取を行い、委託料上限額の範囲内で、随意契約を締結するものとする。
- (4) (2)(3)の規定に関わらず、当初提案の内容について変更の必要がないと認めるときは、再度の見積徴取は行わず、当初の見積書をもって、随意契約を締結する。
- (5) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (6) 前払金 不可
- (7) 分割払 可（月額払）
- (8) 契約保証金 免除

14 その他

(1) 費用負担

本プロポーザルへの参加に要する経費については、全て参加事業者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を草津市に請求することはできない。

(2) 辞退の表明

参加表明書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面【様式第9号】により、担当課あてに提出すること。辞退により、不利益な扱いを受けることは

ない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、草津市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

(4) 本プロポーザルの実施後、いかなる場合にも、異議を申し立てることはできない。

(5) 情報公開および提供

草津市は企画提案者から提出された企画提案書等について、草津市情報公開条例（平成16年条例第21号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの委託先候補者（優先交渉者）選定前において、事業者決定に影響がでる恐れがある情報については、決定後の開示とする。

(6) この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

15 問合せ先

草津市上下水道部 北山田浄水場 担当者：長江

〒525-0061 草津市北山田町1321-1（北山田浄水場）

電話：077-562-1050 ファクス：077-562-5012

メールアドレス：josuijo-kitayamada@city.kusatsu.lg.jp

別表第1 記載事項と記載項目例

記載事項	記載項目例	備考
業務全般に関する事項	(1) 企業の技術力	実施要領5(1)①を満たす受注実績 社内の指揮命令、役割分担が明確に分かる組織系統
	(2) 業務責任者の能力	総括責任者の資格、経験等
	(3) 業務の全体の実施方針	本市の運営方針(水道ビジョン等)の理解と、安心・安全で効率的な運転管理および維持管理の計画
	(4) 危機管理(非常時の業務継続等)	本市BCPの理解、非常時における迅速な対応と支援体制の確立、被害想定訓練の実実施計画
	(5) 地域住民および環境への配慮	各施設の立地や地域性を理解し、琵琶湖や地球環境に配慮した運転管理計画
	(6) 安全衛生管理	業務履行上の安全衛生に関する計画
	(7) 技術継承と教育	技術継承や技術基盤強化に関する取り組み、従事者の技術力向上のための教育計画
運転管理に関する事項	(1) 運転管理の実施方針	人員配置、水源や既存施設の特性を理解した安全で効率的な運転管理計画、管理の指標
	(2) 従事者の資格、能力	配置予定の従事者の資格や経験、および能力向上のための取り組み
	(3) 運転管理の方法	水量や水質管理のための具体的な方策
	(4) マニュアルの作成と見直し	マニュアルの作成・見直しの実施体制、体系的な整理
	(5) 非常時の対応	非常時の操作や連絡体制、リスクの想定と対応策
	(6) 自主的な取り組み	さらに効率的な運転管理を行うための新たな取り組み(ICTの利活用等)
保守点検等に関する事項	(1) 保守点検の実施方針と方法	点検内容と頻度、既存施設の特性を理解した安全で効率的な保守点検計画、点検の指標
	(2) その他技術業務の実施方針と方法	既存施設の特性を理解したその他技術業務(排水処理施設運転管理、各池清掃、緩速ろ過池維持管理等)の実施方針と計画
	(3) マニュアルの作成と見直し	マニュアルの作成・見直しの実施体制、体系的な整理
	(4) 非常時の対応	非常時の点検方法や連絡体制、リスクの想定と対応策
	(5) 自主的な取り組み	さらに効率的な保守点検等を行うための新たな取り組み(ICTの利活用等)
業務管理に関する事項	(1) 業務管理の実施方針	要求水準を遵守するための管理計画と水準未達時の対応
	(2) モニタリング等への協力体制について	検査実施体制やモニタリングへの協力体制に関する提案
	(3) 業務品質向上のための取り組み	業務品質を維持・向上していくための取り組みや管理体制
関する事項に 官民連携に	(1) 浄水場施設等の管理運営の在り方	運転管理に関する現状の課題整理と包括委託等を視野に入れた今後の在り方に関する提案 (課題整理・現状分析の方法、浄水施設等の管理における官民連携の導入・拡大の方法等)

上表中の項目例と備考については、提案の参考とする。